

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

<令和4年度の取組状況>

実施時期	内容
H31.4 ~R5.3	時間外勤務縮減のため、毎週水・金曜日にノー残業デーを実施
H31.4 ~R5.3	出産に伴う休暇・休業の周知のため、案内を庁内LANに掲載
R3.7	勤務時間の管理及び休暇等の電子申請のため、出退勤システムを全庁的に導入
R4.10	男性の育児休業促進のため「産後パパ育休」制度を条例制定
R4.10	男女ともに利用出来る妊娠・出産・育児に関わる休暇等の概要、パンフレットを作成し周知
R5.1	女性活躍の推進に資する男女共同参画についての意識の醸成のため、職員を対象に研修を実施